第四章に次の一節を加える。

第五節　基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第七十一条の二　放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　指導員又は保育士　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ　障害児の数が十までのもの　二以上

ロ　障害児の数が十を超えるもの　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二　児童発達支援管理責任者　一以上

2　前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（設備）

第七十一条の三　基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第七十一条の四　第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六、第五十四条の七、第六十三条、第六十五条、第六十九条及び第七十条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「指定通所支援の事業」の下に「等」を加える。

一　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二条第十六号及び第二百十五条第一項

二　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第八十九条第一項